○文部科学省告示第六十四号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第八条第一号に規定する事務のうち援助に関する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年文部科学省令第十一号）附則第三条の規定に基づき、同条の文部科学大臣が定める地方公共団体及び文部科学大臣が定める同令を適用する日を次のように定める。

令和八年三月二十五日

文部科学大臣　松本　洋平

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第八条第一号に規定する事務のうち援助に関する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令附則第三条の文部科学大臣が定める地方公共団体及び文部科学大臣が定める同令を適用する日（以下「適用日」という。）は、それぞれ次のとおりとする。

地方公共団体	適用日
北海道恵庭市、北海道七飯町、北海道江差町、北海道本別町、青森県青森市、青森県六戸町、青森県六ヶ所村、青森県風間浦村、岩手県岩手町、秋田県秋田市、秋田県横手市、秋田県大館市、秋田県湯沢市、秋田県由利本荘市、山形県東根市、福島県会津若松市、福島県いわき市、埼玉県さいたま市、埼玉県川口市、埼玉県草加市、埼玉県八潮市、埼玉県吉川市、千葉県銚子市、千葉県市川市、千葉県木更津市、千葉県東金市、千葉県旭市、千葉県勝浦市、千葉県鴨川市、千葉県山武市、千葉県大網白里市、千葉県九十九里町、千葉県芝山町、千葉県御宿町、東京都文京区、東京都江東区、東京都品川区、東京都渋谷区、東京都杉並区、東京都北区、東京都練馬区、東京都足立区、東京都昭島市、神奈川県相模原市、神奈川県藤沢市、神奈川県伊勢原市、新潟県糸魚川市、新潟県妙高市、新潟県阿賀野市、富山県高岡市、富山県魚津市、富山県氷見市、富山県滑川市、富山県黒部市、富山県小矢部市、富山県射水市、富山県舟橋村、富山県上市町、富山県立山町、富山県入善町、富山県朝日町、石川県小松市、福井県敦賀市、福井県美浜町、山梨県昭和町、山梨県忍野村、長野県松本市、岐阜県岐阜市、岐阜県大垣市、岐阜県高浜市、岐阜県関市、岐阜県中津川市、岐阜県可児市、岐阜県瑞浪市、岐阜県羽島市、岐阜県恵那市、岐阜県土岐市、岐阜県各務原市、岐阜県美濃市、岐阜県山県市、岐阜県瑞穂市、岐阜県飛騨市、岐阜県本巣市、岐阜県郡上市、岐阜県下呂市、岐阜県海津市、岐阜県笠松町、岐阜県関ケ原町、岐阜県神戸町、岐阜県輪之内町、岐阜県安八町、岐阜県揖斐川町、岐阜県大野町、岐阜県池田町、岐阜県北方町、岐阜県富加町、岐阜県川辺町、岐阜県七宗町、岐阜県八百津町、岐阜県白川町、岐阜県東白川村、岐阜県御嵩町、静岡県御殿場市、静岡県吉田町、静岡県川根本町、愛知県名古屋市、愛知県半田市、愛知県春日井市、愛知県蒲郡市、愛知県常滑市、愛知県小牧市、愛知県稲沢市、愛知県大府市、愛知県知立市、愛知県東郷町、愛知県大治町、三重県四日市市、三重県鈴鹿市、三重県東員町、三重県菰野町、三重県川越町、三重県紀北町、滋賀県近江八幡市、滋賀県草津市、滋賀県守山市、滋賀県栗東市、滋賀県甲賀市、滋賀県野洲市、滋賀県湖南市、滋賀県米原市、京都府福知山市、京都府綾部市、京都府宇治市、京都府亀岡市、京都府城陽市、京都府向日市、京都府長岡京市、京都府大山崎町、大阪府守口市、大阪府茨木市、大阪府島本町、大阪府豊能町、大阪府能勢町、京都府忠岡町、大阪府熊取町、大阪府田尻町、大阪府千早赤阪村、兵庫県姫路市、兵庫県明石市、兵庫県西脇市、兵庫県宝塚市、兵庫県三田市、兵庫県丹波篠山市、兵庫県香美町、兵庫県良県大和郡山市、奈良県大淀町、和歌山県日高川町、和歌山県串本町、鳥取県米子市、鳥取県境港市、鳥取県琴浦町、鳥取県大山町、鳥取県倉敷市、岡山県井原市、岡山県真庭市、岡山県美作市、広島県三原市、広島県三次市、広島県安芸高田市、広島県世羅町、山口県田布施町、徳島県美馬市、徳島県松茂町、香川県丸亀市、香川県善通寺市、香川県琴平町、香川県多度津町、香川県まんのう町、愛媛県宇和島市、愛媛県伊予市、愛媛県西予市、愛媛県松前町、愛媛県鬼北町、高知県室戸市、高知県安芸市、高知県南国市、高知県香南市、高知県香美市、高知県佐川町、福岡県久留米市、福岡県直方市、福岡県飯塚市、福岡県田川市、福岡県八女市、福岡県筑後市、福岡県大川市、福岡県行橋市、福岡県小郡市、福岡県筑紫野市、福岡県春日市、福岡県宗像市、福岡県古賀市、	令和九年四月一日